

農業機械 を使って 事業 を始めたい !!

誰でも、農業者をサポートする
農業支援サービス事業体 として活躍できます！

農作業受託(代行)に必要な農業機械の導入等を支援します。

【対象者】農作業受託等 を行う(または今後行う予定の) 事業者
(個人・法人等 問いません。事前の登録等も不要です。)

建設業者



技術を活かして
耕耘等の農作業を代行



トラクター(+アタッチメント)

個人事業主



空いた時間で
防除作業を代行



ドローン

JA、農業者



地域の
収穫作業を代行



コンバイン

農作業受託に必要な農業機械は全て半額補助 (※1)

※1 補助上限額(1,500万円、3,000万円、5,000万円)

このような取組にも活用できます！(※2)



ドローンの導入※3



ドローン操作技能の習得※4



お試しサービスの提供※4

※2 農業支援サービス事業に取り組む前提であって、各事業に定める要件を満たす必要があります。

※3 農業支援サービスの立上げ支援のうちスマート農業機械等導入支援(補助率:1/2以内、補助上限額:1,500万円、3,000万円、5,000万円)

※4 “ ” のうち農業支援サービス事業育成対策(補助率:定額、補助上限額:1,500万円)

【農業支援サービス事業体】

防除・収穫作業等の作業受託や農業機械のレンタルサービスなど、
農業者に対してサービスを提供する事業者（本事業を活用して始める者を含む）

- （例1）地域の農業者から委託を受け、コンバインでの収穫作業を対価を得て代行する農業者
（例2）複数産地の農業者から委託を受け、ドローンでの病害虫防除作業を対価を得て代行する事業者等

 対象機械

【農業機械：サービスの提供に必要な機械】

トラクター、コンバイン、田植え機、ドローン、リモコン草刈り機、堆肥散布機 等
（本体価格が50万円以上（税別）のもの）

- ・ スマート農業機械である必要はありません。
- ・ 取得単価が50万円以上であれば、アタッチメントのみの導入も補助対象になります。
- ・ 中古機械も対象です（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上のものに限る）。

※ このほか、トラクター等の大型農機と一体的に導入する場合には、セーフティローダー等の専用運搬車の導入が可能です。

 補助率・補助上限額

【補助率】 1/2 以内

- 【補助上限額】 ①サービスを都道府県域で提供する場合：1,500万円
②サービスを都道府県域で提供しスマート農業機械を導入する場合：3,000万円
③サービスを複数の都道府県で提供する場合：5,000万円

 申請先

- サービスを都道府県域で提供する場合：サービス提供先の都道府県
- サービスを複数の都道府県で提供する場合：
お住いの地域又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局等

【事業全般に関する問合せ】

農林水産省 技術普及課 スマート・サービスユニット
TEL：03-6744-2107

農業支援サービス関係情報や
事業の詳細等について
＜農林水産省ホームページ＞



【事業の詳細や申請に関する問合せ】

お住いの地域の地方農政局等へお問い合わせください。

北海道農政事務所	TEL：011-330-8807
東北農政局	TEL：022-221-6193
関東農政局	TEL：048-740-0458
北陸農政局	TEL：076-232-4893
東海農政局	TEL：052-746-1313
近畿農政局	TEL：075-414-9722
中国四国農政局	TEL：086-224-4511
九州農政局	TEL：096-300-6273
沖縄総合事務局	TEL：098-866-1653